所定疾患施設療養費

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費（Ｉ）の算定要件について

① 次のいずれかの状態の方が対象となります。
- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎

② ①の状態となり、必要な治療管理（投薬、検査、注射、処置等）を行った場合に連続する７日を限度として、１月に１回算定します。
（緊急時施設療養費を算定した日は算定しません。）

③ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できます。

④ 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載します。

⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等をレセプトに記載します。

⑥ 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況

＜令和2年度＞

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
件 数	9	5	5	2	5	3	5	3	6	2	3	5	53
日 数	50	23	22	14	14	18	25	16	27	11	13	20	253

＜令和3年度＞

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
件 数	1	4	1	4	3	1	5	1	4	3	4	3	34
日 数	5	12	3	17	10	2	18	4	14	13	23	13	134

＜令和4年度＞

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
件 数	3	3	5	5									16
日 数	15	11	32	22									80